

「証券取引法等の一部を改正する法律」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う株券等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株券等に関する業務規程施行規則（平成14年6月17日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（保振サイトを利用した情報提供）</p> <p>第3条 規程第6条第2項に規定する規則で定めるものは、<u>株式会社東京証券取引所</u>が運用する電子情報処理組織のうち東証WANと称するものであって、参加者及び参加者口座簿に記載された質権者が保振サイトと称する記録に電磁的方法によりアクセスすることによって情報の提供を受ける方法をいう。</p>	<p>（保振サイトを利用した情報提供）</p> <p>第3条 規程第6条第2項に規定する規則で定めるものは、東京証券取引所が運用する電子情報処理組織のうち東証WANと称するものであって、参加者及び参加者口座簿に記載された質権者が保振サイトと称する記録に電磁的方法によりアクセスすることによって情報の提供を受ける方法をいう。</p>
<p>（会社からの決議等の通知）</p> <p>第6条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第12条第3項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知（第4号から第8号まで及び第24号に掲げる事項（第8号については、株式の併合又は株式無償割当てに係る事項に限る。）にあつては、株券提出案内及び自己株式等預託通知書を含む。）するものとする。その株券について<u>金融商品取引所</u>への上場の廃止（以下この条及び次条において「上場廃止」という。）の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>（1）～（25）（略）</p> <p>2～6（略）</p>	<p>（会社からの決議等の通知）</p> <p>第6条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第12条第3項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知（第4号から第8号まで及び第24号に掲げる事項（第8号については、株式の併合又は株式無償割当てに係る事項に限る。）にあつては、株券提出案内及び自己株式等預託通知書を含む。）するものとする。その株券について<u>証券取引所</u>への上場の廃止（以下この条及び次条において「上場廃止」という。）の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>（1）～（25）（略）</p> <p>2～6（略）</p>
<p>7 受益証券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該受益証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その受益証券について上場廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6） 発行者が<u>金融商品取引法</u>その他発行者を規制する法律及び法律に基づく命令による処分（受益証券に関して行われたものに限る。）の通知を受けたこと。</p> <p>8（略）</p>	<p>7 受益証券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該受益証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その受益証券について上場廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6） 発行者が<u>投資信託及び投資法人に関する法律</u>その他発行者を規制する法律及び法律に基づく命令による処分（受益証券に関して行われたものに限る。）の通知を受けたこと。</p> <p>8（略）</p>
<p>（取扱株券等の廃止等の取扱い）</p> <p>第7条 規程第12条第1項から第3項までの規定により有価証券を機構の行う保管振替業において</p>	<p>（取扱株券等の廃止等の取扱い）</p> <p>第7条 規程第12条第1項から第3項までの規定により有価証券を機構の行う保管振替業において</p>

新	旧
<p>取り扱わないものとした場合は、機構は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該株券等の取扱いを廃止するものとする。</p> <p>(1) 取扱株券等が上場廃止となる場合 <u>金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場</u>（以下「<u>取引所金融商品市場</u>」という。）における取扱株券等の売買（以下「<u>取引所取引</u>」という。）に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ参加者に通知した日</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第10条 規程第19条に規定する規則で定める参加者の届出事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>指定金融商品取引清算機関</u>の清算参加者に係る資格を取得し、又は喪失しようとする場合は、その旨</p> <p>(9)～(14) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(届出事務所を通じて行う業務)</p> <p>第11条 参加者は、次に掲げる機構との間の保管振替業に係る業務を前条第1項第1号に規定する届出事務所を通じて行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第60条の規定により交付する株券（取引所取引の決済に係る株券のうち、当該<u>取引所金融商品市場</u>を開設する<u>金融商品取引所</u>の所在地の事務所から交付するものを除く。）の受領</p> <p>(4)～(10)</p> <p>(条件付の預託)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、商号が変更となった株券であって、<u>金融商品取引所</u>が定めるところにより流通に不適格なものとされた株券について準用する。</p> <p><u>(指定金融商品取引清算機関)</u></p> <p>第47条の2 (略)</p> <p>(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)</p> <p>第62条 (略)</p>	<p>取り扱わないものとした場合は、機構は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該株券等の取扱いを廃止するものとする。</p> <p>(1) 取扱株券等が上場廃止となる場合 <u>証券取引法第2条第17項に規定する取引所有価証券市場</u>（以下「<u>取引所有価証券市場</u>」という。）における取扱株券等の売買（以下「<u>取引所取引</u>」という。）に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ参加者に通知した日</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第10条 規程第19条に規定する規則で定める参加者の届出事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>指定証券取引清算機関</u>の清算参加者に係る資格を取得し、又は喪失しようとする場合は、その旨</p> <p>(9)～(14) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(届出事務所を通じて行う業務)</p> <p>第11条 参加者は、次に掲げる機構との間の保管振替業に係る業務を前条第1項第1号に規定する届出事務所を通じて行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第60条の規定により交付する株券（取引所取引の決済に係る株券のうち、当該<u>取引所有価証券市場</u>を開設する<u>証券取引所</u>の所在地の事務所から交付するものを除く。）の受領</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(条件付の預託)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、商号が変更となった株券であって、<u>証券取引所</u>が定めるところにより流通に不適格なものとされた株券について準用する。</p> <p><u>(指定証券取引清算機関)</u></p> <p>第47条の2 (略)</p> <p>(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)</p> <p>第62条 (略)</p>

新	旧
<p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券の併合又は分割等のため、株券提出期間が設けられた場合 株式の併合又は分割等に伴い、<u>金融商品取引所</u>が売買を停止する日の2営業日前の日から株券提出期日までの期間</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券の併合又は分割等のため、株券提出期間が設けられた場合 株式の併合又は分割等に伴い、<u>証券取引所</u>が売買を停止する日の2営業日前の日から株券提出期日までの期間</p>
<p>5・6 (略)</p> <p>(預託新株予約権付社債券の制限)</p> <p>第77条 規程第89条第1項に規定する参加者が預託できる新株予約権付社債券は、<u>金融商品取引所</u>が定める売買単位の券種の新株予約権付社債券とする。</p>	<p>5・6 (略)</p> <p>(預託新株予約権付社債券の制限)</p> <p>第77条 規程第89条第1項に規定する参加者が預託できる新株予約権付社債券は、<u>証券取引所</u>が定める売買単位の券種の新株予約権付社債券とする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う預託新株予約権付社債券等の提出)</p> <p>第83条の2 (略)</p> <p>2 参加者は、取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴い、参加者自己分の預託新株予約権付社債券の提出を<u>機構が行う</u>場合又は前項の規定による顧客からの預託新株予約権付社債券の提出を<u>機構が行う</u>場合には、<u>機構</u>に対し所定の前日交付請求書(新株予約権の行使申出用)を<u>機構</u>が定める時間までに提出して、新株予約権付社債券の交付請求をすると同時に実質株主票(実質株主名簿に記載され、又は記録されている実質株主に係るものを含む。)及び参加者自己分又は顧客ごとの預託新株予約権付社債の金額等必要な情報を記載した書面(以下「取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類」という。)を<u>機構</u>に提出しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う預託新株予約権付社債券等の提出)</p> <p>第83条の2 (略)</p> <p>2 参加者は、取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴い、参加者自己分の預託新株予約権付社債券の提出を<u>機構に委託する</u>場合又は前項の規定による顧客からの預託新株予約権付社債券の提出を<u>機構に委託する</u>場合には、<u>機構</u>に対し所定の前日交付請求書(新株予約権の行使申出用)を<u>機構</u>が定める時間までに提出して、新株予約権付社債券の交付請求をすると同時に実質株主票(実質株主名簿に記載され、又は記録されている実質株主に係るものを含む。)及び参加者自己分又は顧客ごとの預託新株予約権付社債の金額等必要な情報を記載した書面(以下「取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類」という。)を<u>機構</u>に提出しなければならない。</p>
<p>3～4 (略)</p> <p>(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 機構は、次の各号に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、前条第1項に規定する単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券の併合又は分割等のため、株券提出期間が設けられた場合</p>	<p>3～4 (略)</p> <p>(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 機構は、次の各号に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、前条第1項に規定する単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券の併合又は分割等のため、株券提出期間が設けられた場合</p>

新			旧		
株式の併合又は分割等に伴い、 <u>金融商品取引所</u> が売買を停止する日の2営業日前の日から株券提出期日の2営業日前の日までの期間			株式の併合又は分割等に伴い、 <u>証券取引所</u> が売買を停止する日の2営業日前の日から株券提出期日の2営業日前の日までの期間		
3 (略)			3 (略)		
(担保分に係る元利金の額等の報告)			(担保分に係る元利金の額等の報告)		
第92条 (略)			第92条 (略)		
(1) <u>金融商品取引所</u>			(1) <u>証券取引所</u>		
(2) (略)			(2) (略)		
(3) <u>指定金融商品取引清算機関</u>			(3) <u>指定証券取引清算機関</u>		
2 (略)			2 (略)		
(準用規定)			(準用規定)		
第96条 (略)			第96条 (略)		
2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。			2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第59条(見出しを含む。)	単元未満株式	<u>金融商品取引所</u> が定める売買単位の投資口の数に満たない数の投資口	第59条(見出しを含む。)	単元未満株式	<u>証券取引所</u> が定める売買単位の投資口の数に満たない数の投資口
第59条	(略)	(略)	第59条	(略)	(略)
	単元未満株券	<u>金融商品取引所</u> が定める売買単位の投資口の数に満たない数の投資口に係る投資証券		単元未満株券	<u>証券取引所</u> が定める売買単位の投資口の数に満たない数の投資口に係る投資証券
	(略)	(略)		(略)	(略)
第60条第2項	1株券(定款で単元株式数を定める会社の株式にあつては当該単元株式数を表象する株券)	<u>金融商品取引所</u> が定める売買単位の投資口の数の投資証券	第60条第2項	1株券(定款で単元株式数を定める会社の株式にあつては当該単元株式数を表象する株券)	<u>証券取引所</u> が定める売買単位の投資口の数の投資証券
(略)			(略)		

新	旧
<p>(売買単位未満受益証券に係る交付請求手続及び参加者口座簿の記載)</p> <p>第111条 参加者は、顧客から金融商品取引所が定める売買単位の口数に満たない口数に係る受益証券(以下この条において「売買単位未満受益証券」という。)の交付を請求された場合は、機構に当該売買単位未満受益証券の交付の請求をする前に、機構に対し所定の売買単位未満受益証券交付願を午前9時から午後3時30分までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に提出しなければならない。</p>	<p>(売買単位未満受益証券に係る交付請求手続及び参加者口座簿の記載)</p> <p>第111条 参加者は、顧客から証券取引所が定める売買単位の口数に満たない口数に係る受益証券(以下この条において「売買単位未満受益証券」という。)の交付を請求された場合は、機構に当該売買単位未満受益証券の交付の請求をする前に、機構に対し所定の売買単位未満受益証券交付願を午前9時から午後3時30分までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に提出しなければならない。</p>

2. 附則

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日(平成19年9月30日)から施行する。

以上